



# 栃木県公報

平成28年  
12月16日(金)  
第2844号

## 目次

○予定保安林	1115
○解除予定保安林	1116
○農用地利用配分計画の認可	1116
○道路の区域の変更	1121
○道路の供用開始	1121
○事業の認定	1121

## 公 告

○農用地利用配分計画の縦覧等	1124
○公共測量の実施	1126

## 調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）	1126
○同	1128
○同	1131
○入札公告	1132
○同	1133
○同	1135
○同	1136
○落札者等の公示	1137
○同	1138

## 宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合財政事情の公表	1138
--------------------	------

## 告 示

### 栃木県告示第608号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿沼市上大久保字彦太屋舗793-1、字熊ノ沢799-1、800、802
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字熊ノ沢799-1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第609号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大田原市南方字上南方527-4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第610号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番	認可年月日
氏名又は名称	住 所		
齊藤和枝	宇都宮市柳田町326番地	宇都宮市下平出町字鎮守林1533番ほか2筆	平成28年12月8日
南木一夫	宇都宮市平出町2901番地	宇都宮市平出町6008番ほか6筆	平成28年12月8日
入江一夫	宇都宮市平出町316番地	宇都宮市平出町字東原1073番2ほか2筆	平成28年12月8日
野澤秀昭	宇都宮市川田町105番地	宇都宮市川田町字三斗蒔150番ほか1筆	平成28年12月8日
尾嶋弘行	宇都宮市中島町726番地2	宇都宮市中島町字石原25番ほか1筆	平成28年12月8日
安納 広	宇都宮市飯田町482番地	宇都宮市飯田町1097番ほか5筆	平成28年12月8日
大柿彰吾	宇都宮市古賀志町265番地	宇都宮市古賀志町字前原896番ほか5筆	平成28年12月8日
高橋直樹	宇都宮市錦1丁目1198番地 1サーパス錦210号	宇都宮市川俣町378番1	平成28年12月8日
高橋成典	宇都宮市下桑島町727番地	宇都宮市下桑島町1662番ほか1筆	平成28年12月8日

斎 藤 末 夫	塩谷郡塩谷町大字大宮1922番地2	宇都宮市上小倉町字ザコ川4537番	平成28年12月8日
加 藤 文 子	宇都宮市下ヶ橋町1743番地2	宇都宮市芦沼町字谷川4662番ほか2筆	平成28年12月8日
鈴 木 悦 夫	宇都宮市宝井町562番地3	宇都宮市下田原町字大柳3110番ほか7筆	平成28年12月8日
谷 中 民 央	鹿沼市上石川1756番地1	鹿沼市上石川字荒市328番1ほか6筆	平成28年12月8日
株式会社ジーワン 代表取締役 吉岡 祐弥	芳賀郡益子町大字塙346番地1	芳賀郡益子町大字上大羽字トヤ1537番ほか41筆	平成28年12月8日
農事組合法人星宮組合 代表理事 小熊 純一	芳賀郡益子町大字塙2281番地	芳賀郡益子町大字塙字ケカチ2369番7ほか21筆	平成28年12月8日
永 嶋 繁	芳賀郡市貝町大字笹原田128番地	芳賀郡市貝町大字笹原田字塚ノ越486番	平成28年12月8日
小 埜 誠 一	芳賀郡市貝町大字赤羽1890番地	芳賀郡市貝町大字赤羽字久保4888番1ほか5筆	平成28年12月8日
横 田 雅 司	芳賀郡市貝町大字赤羽3549番地1	芳賀郡市貝町大字赤羽字延生道北3377番1ほか18筆	平成28年12月8日
藤 平 隆 一	芳賀郡市貝町大字赤羽847番地1	芳賀郡市貝町大字赤羽字東谷3545番2ほか13筆	平成28年12月8日
鈴 木 林 一 郎	芳賀郡益子町大字七井2722番地	芳賀郡市貝町大字多田羅字前田1526番1ほか1筆	平成28年12月8日
飯 田 喜 代 市	芳賀郡市貝町大字赤羽2080番地	芳賀郡市貝町大字多田羅字前田1533番ほか12筆	平成28年12月8日
関 澤 貞 男	芳賀郡市貝町大字市塙725番地	芳賀郡市貝町大字市塙字谷近前401番2ほか9筆	平成28年12月8日
農事組合法人西宿宮農組合 組合長 本橋 讓	芳賀郡市貝町大字赤羽763番地6	芳賀郡市貝町大字上根字海道際427番1ほか38筆	平成28年12月8日
川 又 公 夫	芳賀郡市貝町大字文谷150番地3	芳賀郡市貝町大字椎谷字文谷境水溜井ノ上681番ほか7筆	平成28年12月8日
三 村 秀 治	芳賀郡市貝町大字文谷1013番地5	芳賀郡市貝町大字文谷字猪ケ入道下192番1ほか7筆	平成28年12月8日
内 田 登	芳賀郡市貝町大字赤羽2188番地3	芳賀郡市貝町大字赤羽字安内5094番	平成28年12月8日
梶 村 健 介	芳賀郡市貝町大字赤羽3384番地	芳賀郡市貝町大字赤羽字町裏2648番1ほか3筆	平成28年12月8日

高 久 文 夫	芳賀郡市貝町大字市塙1322番地	芳賀郡市貝町大字上根字穀前田108番1	平成28年12月8日
森 島 隆 雄	芳賀郡芳賀町大字八ツ木823番地	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字枝ケ島1416番ほか19筆	平成28年12月8日
荷 見 広 生	芳賀郡芳賀町大字芳志戸154番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字池ノ尻前3087番1ほか4筆	平成28年12月8日
赤 羽 久 男	芳賀郡芳賀町大字芳志戸2107番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上中坪3225番ほか5筆	平成28年12月8日
黒 崎 文 雄	芳賀郡芳賀町大字芳志戸969番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字久津方3823番ほか40筆	平成28年12月8日
黒 崎 仁 志	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1003番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字久津方3816番ほか6筆	平成28年12月8日
阿久津 孝 夫	芳賀郡芳賀町大字八ツ木309番地	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字枝ケ島1421番ほか4筆	平成28年12月8日
関 口 斗 央	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1977番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字島ノ田3386番ほか20筆	平成28年12月8日
黒 崎 周 明	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1299番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字北久保2410番1ほか28筆	平成28年12月8日
磯 一 雄	芳賀郡芳賀町大字芳志戸2103番地3	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字大道下437番1ほか28筆	平成28年12月8日
菊 地 幹 郎	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1978番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字中広土3309番ほか7筆	平成28年12月8日
上 野 悟 志	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1452番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字机1556番1ほか13筆	平成28年12月8日
加 藤 勲	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1913番地7	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字池ノ尻前3095番1ほか31筆	平成28年12月8日
渡 辺 文 雄	芳賀郡芳賀町大字八ツ木283番地2	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字坪ノ内63番4ほか16筆	平成28年12月8日
小 林 正 宏	芳賀郡芳賀町大字上延生925番地1	芳賀郡芳賀町大字上延生字新田1510番ほか23筆	平成28年12月8日
山 本 聖	芳賀郡芳賀町大字稲毛田1360番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字池ノ尻前3091番2ほか10筆	平成28年12月8日
黒 崎 佳 克	芳賀郡芳賀町大字下高根沢2985番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字西広土3783番ほか5筆	平成28年12月8日
綱 川 文 世	芳賀郡芳賀町大字八ツ木927番地	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字北沢1604番ほか9筆	平成28年12月8日
荷 見 武 男	芳賀郡芳賀町大字芳志戸192番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字谷中3012番1ほか25筆	平成28年12月8日
見 目 昭 次	芳賀郡芳賀町大字八ツ木304番地	芳賀郡芳賀町大字八ツ木字北沢1585番ほか4筆	平成28年12月8日
大谷津 溢	芳賀郡芳賀町大字芳志戸2123番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字惣郷地3296番ほか12筆	平成28年12月8日

岩 崎 進	芳賀郡芳賀町大字上延生 440番地	芳賀郡芳賀町大字上延生字三本木1686 番	平成28年12月 8 日
大 塚 功	芳賀郡芳賀町大字稲毛田 1184番地	芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上高田200 番 1 ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
関 本 一 雄	芳賀郡芳賀町大字上延生 855番地 4	芳賀郡芳賀町大字上延生字三本木1679 番ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
島 田 匡 久	芳賀郡芳賀町大字芳志戸 2041番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字桧木平2392 番 1 ほか 4 筆	平成28年12月 8 日
黒 崎 貢	芳賀郡芳賀町大字芳志戸 470番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字杉ノ本3161 番ほか 8 筆	平成28年12月 8 日
上 野 恭 志	芳賀郡芳賀町大字芳志戸 1289番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字行沢1510番 2 ほか14筆	平成28年12月 8 日
大 塚 晴 彦	芳賀郡芳賀町大字稲毛田 1038番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字池ノ尻前 3111番 2 ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
阿 部 宣 夫	芳賀郡芳賀町大字東水沼 112番地	芳賀郡芳賀町大字与能字上与能724番 2 ほか 7 筆	平成28年12月 8 日
横 田 雅 司	芳賀郡市貝町大字赤羽3549 番地 1	芳賀郡芳賀町大字下延生412番ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
大 山 恵 久	栃木市田村町424番地	栃木市田村町字権現132番ほか 1 筆	平成28年12月 8 日
株式会社グリー ンファームしも つけ 代表取締役 鈴木 重雄	栃木市惣社町868番地	栃木市大宮町字愛宕3059番ほか 5 筆	平成28年12月 8 日
糸 川 茂 典	下都賀郡壬生町大字助谷 734番地	栃木市大塚町字実光寺16番ほか19筆	平成28年12月 8 日
毛 塚 渡	栃木市藤岡町帯刀69番地	栃木市藤岡町部屋字高畑2032番ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
渡 邊 正 行	栃木市藤岡町蛭沼2005番地	栃木市藤岡町蛭沼字砂田325番ほか 8 筆	平成28年12月 8 日
農事組合法人ま がのしま 代表理事 佐山 卓	栃木市岩舟町曲ヶ島183番 地 1	栃木市岩舟町下津原字石橋607番 1 ほ か 9 筆	平成28年12月 8 日
江戸屋農産株式 会社 代表取締役 大 橋 詩織	小山市大字栗宮2365番地	小山市大字栗宮字中渋辺372番ほか 3 筆	平成28年12月 8 日
大 橋 則 孝	栃木市藤岡町蛭沼1934番地	小山市大字生良字西堤562番ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
中 島 敏 夫	小山市大字白鳥75番地	小山市大字白鳥字分前579番ほか 7 筆	平成28年12月 8 日
湯 本 幸 宏	小山市大字大川島570番地	小山市大字下河原田字上川向437番 1 ほか 6 筆	平成28年12月 8 日

大久保 矩 男	小山市大字上泉852番地	小山市大字上泉字長町897番	平成28年12月 8 日
櫻 井 健 夫	小山市大字下石塚328番地	小山市大字下石塚字本郷421番 1 ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
大 島 晴 子	小山市大字松沼112番地	小山市大字松沼字霜区町181番	平成28年12月 8 日
添 野 一 美	小山市大字延島2611番地	小山市大字延島字青木1062番ほか 6 筆	平成28年12月 8 日
下ヶ橋 三 好	小山市大字延島594番地 1	小山市大字延島字青木1068番 1 ほか 3 筆	平成28年12月 8 日
小谷野 祥 宏	小山市大字三拝川岸241番 地	小山市大字三拝川岸字神明道南159番 2 ほか 7 筆	平成28年12月 8 日
松 沼 忠 一	小山市大字飯塚458番地	小山市大字飯塚字谷中237番 1 ほか 1 筆	平成28年12月 8 日
鈴 木 一 男	小山市大字飯塚1664番地	小山市大字飯塚字一里山881番ほか 1 筆	平成28年12月 8 日
松 沼 初 夫	小山市大字飯塚1481番地	小山市大字飯塚字笹原1485番	平成28年12月 8 日
池 田 浩	小山市大字網戸2036番地	小山市大字網戸字菱堀486番ほか 9 筆	平成28年12月 8 日
松 本 智 宏	小山市大字卒島694番地	小山市大字大行寺字本郷216番ほか24 筆	平成28年12月 8 日
中 田 勝 健	小山市大字卒島944番地	小山市大字卒島字遠北浦594番 3 ほか 1 筆	平成28年12月 8 日
吉 田 和 朗	茨城県結城市大字大谷瀬 288番地	小山市大字福良字六反220番	平成28年12月 8 日
鈴 木 弘 育	小山市大字飯塚1116番地	小山市大字飯塚字大島1345番ほか 4 筆	平成28年12月 8 日
知 久 勝 衛	小山市大字南飯田323番地 1	小山市大字南飯田字溜下96番ほか 3 筆	平成28年12月 8 日
青 木 孝 夫	小山市大字下生井829番地	小山市大字下生井字金倉351番 1 ほか 1 筆	平成28年12月 8 日
輕 部 豊	塩谷郡塩谷町大字風見山田 310番地 1	塩谷郡塩谷町大字風見山田字深町90番 ほか 4 筆	平成28年12月 8 日
匠屋株式会社 代表取締役 土 屋 恭則	さくら市長久保100番地	塩谷郡塩谷町大字肘内字下原841番 2	平成28年12月 8 日
田 宮 將 美	塩谷郡塩谷町大字田所910 番地	塩谷郡塩谷町大字田所字上戸内2661番 ほか 2 筆	平成28年12月 8 日
中 野 国 男	大田原市福原1727番地 3	大田原市福原字中河原658番 1 ほか 5 筆	平成28年12月 8 日
村 井 文 市	大田原市蛭畑945番地	大田原市蛭畑字萱場2221番ほか10筆	平成28年12月 8 日
狛 守 末 夫	那須塩原市一区町320番地 79	那須塩原市一区町280番 6 ほか 3 筆	平成28年12月 8 日
土 橋 正 男	那須塩原市東三島 6 丁目 337番地	那須塩原市北赤田316番492	平成28年12月 8 日



鈴木 秀 之	那須烏山市高瀬285番地 1	那須烏山市高瀬字矢ノ田552番ほか19 筆	平成28年12月 8 日
--------	----------------	--------------------------	--------------

(経営技術課)

## 栃木県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年12月16日から平成29年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	栃木市都賀町平川655から 栃木市都賀町平川677まで	27.4～28.0	130.0	
	後	栃木市都賀町平川655から 栃木市都賀町平川677まで	27.4～28.0	130.0	

## 栃木県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年12月16日から平成29年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
3	主 要 地 方 道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市都賀町平川639-1地先から 栃木市平柳町3丁目1198-4地先まで	平成28年12月17日
319	主 要 地 方 道 矢板那珂川線	那須郡那珂川町健武2400-1から 那須郡那珂川町健武3121-3まで	平成28年12月19日

(道路保全課)

## 栃木県告示第613号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 起業者の名称  
日光市
- 2 事業の種類  
日光市栗山庁舎整備事業及びこれに伴う農業用道路付替工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分

栃木県日光市黒部字向ノ原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、日光市が、既存の栗山行政センター、日向公民館、川俣公民館、国民健康保険栗山診療所及び栗山デイサービスセンターを移転統合し、日光市栗山庁舎を新築する日光市栗山庁舎整備事業及びこれに伴う農業用道路付替工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、日光市栗山庁舎整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」、同条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」、同条第24号に掲げる「地方公共団体が設置する診療所」及び同条第23号「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により必要の生じた農業用道路付替工事は、同条第5号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用道路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

日光市は、「総合支所等の庁舎整備に係る基本方針（平成22年10月策定）」及び「日光市総合計画後期基本計画（平成24年3月策定）」において、本庁舎及び各総合支所庁舎を整備していくことを計画するとともに、必要な財源を予算措置していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア(ア) 日光市の現況と本件事業に係る計画について

日光市は、平成18年3月20日に、旧今市市、旧日光市、塩谷郡旧藤原町、同旧栗山村及び上都賀郡旧足尾町の2市2町1村が合併して誕生した市であり、合併協定書において、新市の事務所は旧今市市役所とし、旧市役所及び旧町役場に総合支所を置くこと、当面は既存施設を使用すること等を取り決め、現在、各地域において様々な行政サービスを展開している。

しかしながら、本件事業が計画されている栗山地域（以下「当地域」という。）では、中核行政施設である栗山行政センターや市の各種公共施設が土砂災害警戒区域等に分散立地し、施設の老朽化も進んでおり、利用者の安全性や利便性が低下しているほか、円滑な行政運営に支障をきたしている。

また、当地域は日光市の全体面積の約3割を占める一方、65歳以上の人口は4割を超えており、過疎化が著しく、高齢化率の高い地域であることから市民サービスの維持が課題となっている。

このため、市は「総合支所等の庁舎整備に係る基本方針（平成22年10月策定）」、「栗山庁舎整備基本計画（平成26年7月策定）」及び「第3期組織機構改革計画（平成27年11月策定）」により、庁舎移転の実施とそれに伴う関連施設との統廃合や、総合支所を行政センターとして再編することとした基本的な方針を定め、当地域に分散している栗山行政センター、日向公民館、川俣公民館、国民健康保険栗山診療所及び栗山デイサービスセンターを移転統合し、栗山庁舎として整備する本件事業を計画した。

(イ) 栗山行政センターについて

栗山行政センター庁舎は、旧栗山村役場として昭和47年に建築され、現在は当地域における行政サービス及び地域振興の中核施設になっている。

しかしながら、建築後40年以上が経過し、現在の耐震基準を満たしていないことに加え、老朽化が著しく、雨漏りや床の修繕、ボイラーや配水管など機械設備関係の修繕等、維持管理費が年々増大しているほか、外壁が剥がれ落ちるなど市民に危険が及ぶことも懸念されている。

また、同庁舎は、「日光市地域防災計画（平成20年3月策定）」において、防災拠点施設として位置付けられているが、建物及び敷地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき土砂災害特別警戒区域又は同警戒区域に指定されており、災害対



策上の課題となっている。

さらに、同庁舎は旧栗山村役場であったことから、本庁舎機能が無くなった現在においては、議場や議員控え室、村長室などの使用されていないスペースに加え、合併による職員数の減少で事務室にも余剰スペースがあり、電気代や暖房費などの維持管理費が財政を圧迫している。

(ウ) 日向公民館及び川俣公民館について

日向公民館及び川俣公民館は、各種教育やサークル活動など、さまざまな生涯学習に関する事業を行っている。

しかしながら、両公民館は栗山行政センターから離れており、栗山行政センターに常駐する職員が両公民館に出向いて事業を行っているため、事業が分散化、重複化し、効率的な事業の実施が困難な状況にある。また、両公民館とも建築後39年以上が経過していることから老朽化が著しく、耐震基準も満たしていない。さらに、利用者が高齢化している当地域では施設のバリアフリー化を求められるが、現在対応できておらず、利用者にとって不便が生じている。このため、施設の大規模改修が必要となっている。

(エ) 国民健康保険栗山診療所及び栗山デイサービスセンターについて

国民健康保険栗山診療所（以下「診療所」という。）及び栗山デイサービスセンターは、栗山行政センター庁舎に隣接する栗山保健センター内に設置されており、高齢化の進行が著しく、民間医療資源の乏しい当地域において、唯一、地域の医療と福祉サービスを担う公的施設である。

しかしながら、栗山保健センターは敷地が土砂災害警戒区域に指定されているほか、耐震基準も満たしていない。また、建築後30年以上が経過しているため、老朽化によりトイレや屋根の修繕などの維持管理費が増大している。

さらに、診療所においては、施設の狭あいによって救急患者の一時受け入れ時に必要なスペースを新たに設けることができず、また、インフルエンザなどの感染症対策として、感染症患者と一般の患者の動線の分離が困難であるなど、これらの構造上の問題に対処できていない。このような状況に対処するためには、施設の大規模改修又は移転新築が必要となっている。

(オ) 本件事業の施行による効果について

本件事業の施行により、栗山行政センターは適正な規模が確保され、かつ、栗山公民館、国民健康保険栗山診療所及び栗山デイサービスセンターと一体的に整備されることから、地域住民の利便性と住民サービスの向上が図られるほか、土砂災害警戒区域外に移転することにより、災害時における防災拠点としての機能及び安全性が確保される。

また、公民館はバリアフリー化が図られるほか、一箇所に集約することで職員の移動がなくなることから、効率的な事業の実施が可能となる。さらに、診療所及びデイサービスセンターは、利用者の受け入れ機能の向上と適切な感染症対策が可能となることから、地域の医療福祉サービスの向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺的生活環境等に十分配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業地において、日光市が希少動植物の有無の確認を目的に任意の現地調査等を実施したところ、環境省レッドリスト及び栃木県レッドデータブックに準絶滅危惧種として掲載されている種のうち、植物ではカワラニガナが、昆虫類ではヒメシジミが確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に大きな生息地が存在するため、本件事業による影響は小さいものと考えられている。

なお、起業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられないが、工事に伴い土器等遺物の出土があった際は日光市教育委員会と協議し、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、地域の住民にとって交通の利便が良いこと、支障物件が少なく地形の状況から低廉な費用で施設を整備することができること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的である。

また、本件事業に係る施設の規模については、行政センター部分は配置職員数から新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年4月8日付け建設省発営第3号）に応じて計画され、さらに公民館、診療所、デイサービスセンター部分も既存施設の利用状況を基に適正な規模を計画しており、各施設の事業の目的に照らして必要最小限の範囲の計画である。

なお、駐車場についても、道路構造令（昭和45年政令第320号）などにより適正に計画されている。さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路付替工事の事業計画についても、施設の位置、規模等を勘案すると適切なものと認められる。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、地域住民の様々な活動に対してきめ細かに対応し、各種事業を実施するための適正な規模の施設を整備し、災害時に防災拠点としての機能を確保することが必要な状況であることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

なお、地域課題を審議するために設置された栗山地域審議会や、栗山地域自治会長会からは、行政センター、公民館、診療所、デイサービスセンターは一体的に移転し、市民サービスの低下を招かないようにしてほしいという強い要望が出されている。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

日光市役所栗山行政センター 地域振興・防災係

(用地課)

## 公 告

### ○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住 所	
赤羽 義明	宇都宮市下小倉町939番地	宇都宮市下小倉町字西河原4332番ほか6筆
永見 芳正	宇都宮市下岡本365番地1	宇都宮市下岡本町字笛ノ目41番ほか4筆
上野 喜一	真岡市谷貝新田346番地	河内郡上三川町大字下蒲生字久保田55番ほか1筆
青柳 政良	河内郡上三川町大字上郷161番地	河内郡上三川町大字上郷字坂下235番1ほか4筆
株式会社メルク マールFukuda 代表取締役 福 田 幸市	日光市木和田島2186番地	日光市木和田島字中原2186番4
綱川 仁一	芳賀郡芳賀町大字八ッ木934番地1	芳賀郡芳賀町大字八ッ木字坪ノ内22番3ほか31筆
赤羽 亨	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1201番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上中坪3235番ほか8筆
見目 好己	芳賀郡芳賀町大字芳志戸2331番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字田代3423番1ほか22筆
加藤 勲	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1913番地7	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字田代3437番ほか1筆
渡辺 文雄	芳賀郡芳賀町大字八ッ木283番地2	芳賀郡芳賀町大字八ッ木字堀ノ内1553番
関口 正人	芳賀郡芳賀町大字芳志戸2210番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上岡1840番ほか14筆
若林 孝男	芳賀郡芳賀町大字芳志戸11番地14	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字谷中3017番1ほか2筆
宮田 朝男	芳賀郡芳賀町大字八ッ木323番地	芳賀郡芳賀町大字八ッ木字大道上1314番ほか3筆
見目 昌弘	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1816番地1	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字上岡1820番4ほか9筆
上野 恭志	芳賀郡芳賀町大字芳志戸1289番地	芳賀郡芳賀町大字芳志戸字桜木平2355番10ほか9筆
阿久津 敬夫	芳賀郡芳賀町大字西高橋380番地1	芳賀郡芳賀町大字西高橋466番ほか2筆
小林 孝之	芳賀郡芳賀町大字上延生923番地	芳賀郡芳賀町大字上延生字大島1612番1ほか29筆
石下 真吾	芳賀郡芳賀町大字東水沼2426番地	芳賀郡芳賀町大字東水沼3443番ほか1筆
渡邊 正行	栃木市藤岡町蛭沼2005番地	栃木市大平町伯仲字下赤津1705番1ほか6筆
伊沢 隆之	下野市川中子2580番地	下野市川中子字角内2776番ほか1筆
山口 富男	下野市下古山1043番地	下野市細谷字下川原19番1ほか1筆
荒川 剛士	下野市下古山595番地	下野市下古山字新田上3290番ほか4筆
牧野 正義	下野市小金井1214番地	下野市小金井字氷尻858番ほか5筆
江田 明彦	下野市小金井1840番地	下野市小金井字帝塚1119番ほか5筆

小 池 栄	塩谷郡塩谷町大字肘内582番地	さくら市長久保字西原1444番ほか1筆
株式会社和みの杜 代表取締役 高野 和久	さくら市早乙女2726番地1	さくら市喜連川字野辺山平4905番1ほか6筆
匠屋株式会社 代表取締役 土屋 恭則	さくら市長久保100番地	さくら市長久保字東原1321番ほか15筆
農事組合法人かのこ 代表理事 相田 英幸	さくら市鹿子畑937番地	さくら市鹿子畑字鍋コロバシ302番ほか6筆
斎 藤 真	塩谷郡塩谷町大字大久保328番地	塩谷郡塩谷町大字上平字中島778番1ほか3筆
手 塚 祐 二	塩谷郡塩谷町大字田所1965番地1	塩谷郡塩谷町大字田所字越殿1543番1ほか5筆
吉 田 正 夫	塩谷郡塩谷町大字泉209番地	塩谷郡塩谷町大字風見山田字霞ヶ入424番1ほか4筆
手 塚 順	塩谷郡塩谷町大字田所2010番地1	塩谷郡塩谷町大字田所字越殿浦1841番ほか1筆
深 澤 邦 道	大田原市蛭田417番地	大田原市蛭田字国木田921番2ほか16筆
三 浦 雅 之	大田原市奥沢681番地	大田原市倉骨字林先669番2ほか2筆
幾 田 孝 行	那須塩原市下永田7丁目1064番地	那須塩原市二つ室17番10ほか1筆
織 田 勝 徳	那須塩原市折戸137番地	那須塩原市下田野字向河原4番2ほか3筆
池 田 久 雄	那須烏山市上境588番地3	那須烏山市上境字入ノ坪539番ほか22筆
中 山 成 雄	那須烏山市藤田1771番地	那須烏山市三箇字堀ノ内2601番1ほか10筆

(経営技術課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、関東地方整備局下館河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域  
日光市、矢板市、宇都宮市
- 3 作業期間  
平成28年12月12日から平成29年3月21日まで

(監理課)

**調 達 等 公 告**

○入札公告（特定調達公告）



次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

とちぎリハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 とちぎ健康の森で使用する電力  
予定使用電力量 5,600,000kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年1月31日において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーションセンター 管理部総務企画課  
電話 028-623-6101
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成28年12月16日から平成29年1月16日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所  
平成29年1月31日午前10時 とちぎリハビリテーションセンター3階大会議室  
ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同年1月30日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。  
イ 開札の日時及び場所 平成29年1月31日午前10時 とちぎリハビリテーションセンター3階大会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成28年12月16日から平成29年1月16日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）



イ 確認結果の通知 平成29年1月24日までに通知する。

#### 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他

ア 平成29年度栃木県一般会計予算及び平成29年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electric power for the Tochigi Health Forest (Tochigi Kenko no Mori)  
Estimated amount of electric power to be used 5,600,000kWh
- (2) Deadline for walk-in Bidding Documents:  
10:00 a.m., January 31, 2017  
Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):  
5:00 p.m., January 30, 2017
- (3) Information is available at:  
General Planning Division,  
Department of Management,  
Tochigi Rehabilitation Center  
3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503  
TEL. 028-623-6101

(障害福祉課)

#### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県下水道管理事務所長 鳥 田 源 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 3,141,510kWh
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 3,571,020kWh
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 2,655,040kWh
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 7,983,340kWh
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 2,850,800kWh

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力  
予定使用電力量 2,537,500kWh

キ 下水道資源化工場で使用する電力  
予定使用電力量 6,539,200kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

ウ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

キ 下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(3) 平成29年2月9日において栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上のものであること。なお、当該配点については入札説明書による。

## 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成28年12月16日から平成29年1月20日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

1(1)アの件名：平成29年2月9日午前10時

1(1)イの件名：平成29年2月9日午前10時5分

1(1)ウの件名：平成29年2月9日午前10時10分

1(1)エの件名：平成29年2月9日午前10時15分

1(1)オの件名：平成29年2月9日午前10時20分

1(1)カの件名：平成29年2月9日午前10時25分

1(1)キの件名：平成29年2月9日午前10時30分

栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月8日午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成28年12月16日から平成29年1月26日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年2月1日に郵送する。

## 4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 平成29年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 3,141,510kWh

b) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 3,571,020kWh

c) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,655,040kWh

d) Electric power for the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 7,983,340kWh

e) Electric power for the Oiwafuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,850,800kWh

f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,537,500kWh

g) Electric power for the Waste Recycling Plant

Estimated amount of electric power to be used 6,539,200kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

a) 10:00 a.m., February 9, 2017

b) 10:05 a.m., February 9, 2017

c) 10:10 a.m., February 9, 2017

d) 10:15 a.m., February 9, 2017

e) 10:20 a.m., February 9, 2017

f) 10:25 a.m., February 9, 2017

g) 10:30 a.m., February 9, 2017

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

a) ~ g) 3:00 p.m., February 8, 2017

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

### ○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県鬼怒水道事務所長 松 沼 隆

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力  
予定使用電力量 事務所 1,429,136kWh  
板戸取水場 2,275,692kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県鬼怒水道事務所外1施設 (詳細は入札説明書による。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等 (平成8年栃木県告示第105号) に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成29年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22年3月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者。

(5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

#### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地

栃木県鬼怒水道事務所管理課

電話028-675-1331

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日 (土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。) の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年1月30日午後3時栃木県庁北別館101会議室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合、入札書の受領期限は同日正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成29年1月26日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）第116条第1項、第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 平成29年度栃木県水道事業及び工業用水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for Kinu Waterworks Office and Itado Water facility

Estimated amount of electric power to be used 3,704,828kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

3:00 p.m., January 30, 2017

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

0:00 p.m., January 30, 2017

(3) Information is available at:

Administration Division,

Kinu Waterwork Office,

Tochigi Prefecture,

1900 Hoshakuji, Takanezawa-machi, Shioya-gun, Tochigi

329-1233

TEL.028-675-1331

(企業局水道課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県県南高等看護専門学院長 中 岡 容 子

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県県南高等看護専門学院で使用する電力



予定使用電力量169,500kWh (56,500kWh /年度×3年度)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削減されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 納入場所 栃木県県南高等看護専門学院

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成29年1月26日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

## 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒328-0007 栃木県栃木市大塚町1258番地4 栃木県県南高等看護専門学院総務課  
電話0282-27-7888

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年1月26日午後1時30分 栃木県県南高等看護専門学院第1会議室

(3) その他

入札説明書は、平成28年12月16日から平成29年1月5日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

## 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 平成29年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

(医療政策課)

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県本町合同ビルで使用する電力  
予定使用電力量 722,845kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県本町合同ビル（詳細は入札説明書による。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者。
- (5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25  
栃木県企業局経営企画課企画調整担当（栃木県庁北別館1階）  
電話028-623-3822
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成29年1月30日午後3時30分 栃木県庁北別館101会議室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同日正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (3) その他  
ア 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
（ア）入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）  
（イ）確認結果の通知 平成29年1月26日までに通知する。  
イ 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。  
ウ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。  
エ 入札書の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）第116条第1項、第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 栃木公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- イ 契約保証金 免除
- ウ 契約書作成の要否 要
- エ 平成29年度栃木県施設管理事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
- オ 詳細は、入札説明書による。

(企業局経営企画課)

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県今市発電管理事務所長 市 田 茂

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県今市発電管理事務所外46施設で使用する電力  
予定使用電力量 297,626kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県今市発電管理事務所外46施設（詳細は入札説明書による。）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成29年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者。
- (5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒321-1263 栃木県日光市瀬川19番地  
栃木県今市発電管理事務所管理課  
電話0288-21-3731
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成29年1月30日午後2時 栃木県庁北別館101会議室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同日正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (3) その他
- ア 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- (ア) 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は書留郵便

で(1)の場所へ郵送すること。)

(イ) 確認結果の通知 平成29年1月26日までに通知する。

イ 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

ウ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

エ 入札の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号)第116条第1項、第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

イ 契約保証金 免除

ウ 契約書作成の要否 要

エ 平成29年度栃木県電気事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

オ 詳細は、入札説明書による。

(企業局電気課)

#### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年12月16日

栃木県北那須水道事務所長 藤 田 邦 夫

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県北那須水道事務所及び折戸調整池で使用する電力  
予定使用電力量 事務所 562,065kWh  
折戸動力 7,233kWh  
折戸電灯 485kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県北那須水道事務所外1施設(詳細は入札説明書による。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成29年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者。



- (5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒325-0115 栃木県那須塩原市百村3645番地  
栃木県北那須水道事務所管理課  
電話0287-69-0236
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成29年1月30日午後2時30分栃木県庁北別館101会議室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同日正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
- (3) その他
- ア 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- (ア) 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
- (イ) 確認結果の通知 平成29年1月26日までに通知する。
- イ 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成28年12月20日から平成29年1月13日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- ウ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- エ 入札の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県公営企業財務規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号)第116条第1項、第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
- ア 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- イ 契約保証金 免除
- ウ 契約書作成の要否 要
- エ 平成29年度栃木県水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
- オ 詳細は、入札説明書による。

(企業局水道課)

#### ○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年12月16日



栃木県知事 福 田 富 一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県防災行政ネットワーク再整備工事 衛星通信設備一式 ②栃木県県民生活部消防防災課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成28年11月1日 ⑤日本電気株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 ⑥4,536,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成28年9月2日 ⑨総合評価

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年12月16日

栃木県下水道管理事務所長 島 田 源 一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量211kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成28年11月22日 ⑤石川興産株式会社 栃木県足利市永楽町2-1 ⑥44.28円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成28年1月15日 ⑨最低価格（会計局会計管理課）

**宇都宮市街地開発組合**

宇都宮市街地開発組合告示第10号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成28年12月16日

宇都宮市街地開発組合  
組合長 福 田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、毎年6月と12月に公表しているものです。

今回は、一般会計に係る平成28年度上半期（平成28年4月1日から同年9月30日まで）の財政状況及び平成27年度宇都宮市街地開発組合決算状況について、その概要をご説明いたします。

I 平成28年度一般会計予算の執行状況

平成28年9月30日現在における上半期の一般会計予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳入

(単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	調定額に対する 収入割合
---	---	---	---------	-------	---------	-------	-----------------

1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		100.0
2	財 産 収 入	1,613,405,000	358,130,485	358,130,485		100.0
3	繰 入 金	43,836,000	11,500,250	11,500,250		100.0
4	繰 越 金	100,000	356,441	356,441		100.0
5	諸 収 入	35,000	17,360	17,360		100.0
歳 入 合 計		1,657,386,000	370,015,036	370,015,036		100.0

## (2) 歳出

(単位:円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,542,000	1,069,190	1,472,810	42.1
2	総 務 費	1,645,780,000	361,957,799	1,283,822,201	22.0
3	処 分 管 理 費	8,964,000	1,671,245	7,292,755	18.6
4	予 備 費	100,000		100,000	
歳 出 合 計		1,657,386,000	364,698,234	1,292,687,766	22.0

## II 公有財産

## (1) 土地及び建物

(単位:㎡)

区 分		平成28年3月31日現在	増 減	平成28年9月30日現在
行 政 財 産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普 通 財 産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

## (2) 財政調整基金

(単位:円)

区 分		平成28年3月31日現在	増 減	平成28年9月30日現在
1	有 価 証 券	7,282,912,130	△7,282,912,130	
2	現 金	3,028,791,944	7,623,749,619	10,652,541,563
合 計		10,311,704,074	340,837,489	10,652,541,563

## III 平成27年度一般会計歳入歳出決算状況

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入87,076,007円、歳出86,719,566円で、歳入歳出差引額は356,441円となりました。

## (1) 歳入

(単位:円)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	(不納欠損額) 収 入 未 済 額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
---	-----	---------	-------	---------	----------------------	------------------------

1	使用料及び手数料	10,000	10,500	10,500		500
2	財 産 収 入	52,351,000	54,237,475	54,237,475		1,886,475
3	繰 入 金	37,689,000	32,550,000	32,550,000		△5,139,000
4	繰 越 金	100,000	233,874	233,874		133,874
5	諸 収 入	42,000	44,158	44,158		2,158
歳 入 合 計		90,192,000	87,076,007	87,076,007		△3,115,993

## (2) 歳出

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1	議 会 費	2,542,000	2,163,007		378,993	378,993
2	総 務 費	83,964,000	82,248,174		1,715,826	1,715,826
3	処 分 管 理 費	3,586,000	2,308,385		1,277,615	1,277,615
4	予 備 費	100,000			100,000	100,000
歳 出 合 計		90,192,000	86,719,566		3,472,434	3,472,434

## (3) 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成27年度決算に係る資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じていないため、資金不足比率は経営健全化基準未満となっています。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率
一 般 会 計	- (20.0)

## 備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示。
- 2 カッコ内は経営健全化基準の数値を表す。